

消費税改正のご案内

消費税免税点の引き下げ！

3,000万円 → 1,000万円

平成17年分から実施予定

(個人事業者の場合)

現在、平成15年度の税制改正が国会で審議されています。今回の改正案の中には、平成16年度以降の消費税の改正が盛り込まれており、原案のまま通過しますと、平成16年4月1日以降開始の事業年度から、消費税の納税義務の免税点が、現行3,000万円から1,000万円に引き下げられます。これを個人事業者の方に当てはめると、平成15年の課税売上高（消費税が課税される取引¹）が、1,000万円を超えると、平成17年から消費税の申告・納付が必要になります。また簡易課税の適用も、現行課税売上2億円以下の事業者という基準から、課税売上高5,000万円以下の事業者に引き下げられます。

なお、上記の取扱は、現在の改正案を基にしたものであり、最終決定されたものではありませんので、ご注意ください。



平成15年の課税売上

1,000万円超

平成17年は・・・
消費税

課税事業者！

¹ 住宅の貸付・社会保険医療・介護保険サービス・土地の譲渡などは非課税取引です。